

## ○令和2年度鹿児島県手話施策推進協議会での主な意見等

番号	主な意見等	対 応	所管課
<b>I 手話を学ぶ機会の確保等</b>			
1	○手話言語環境を整えるため、聴覚障害者の理解促進のためのパンフレットを作成してほしい。 ○条例だけでなく、聴覚障害者に対して、県民ができることを周知してほしい。	○今年度、条例の普及啓発及び聴覚障害者への理解と合理的配慮を啓発するためのパンフレット（冊子）とリーフレット（A4両面）を作成し、一般県民はもとより、学校やホテル、交通事業者等、幅広く配布することとしています。 ○9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせて、県内の商業施設で広報活動を行う予定です。	障害者支援室
2	○県や鹿児島市の採用試験において、聴覚障害者が電話を使えないことで不合格にならないように、採用担当部所の理解が必要である。	○県職員の採用試験では、受験者への合理的配慮の提供（プロジェクターを使用した説明や要約筆記、手話通訳、筆談等）を行っており、これまでに聴覚障害者の採用実績もあります。 ○市の採用試験では、試験会場での手話通訳や電話に関する配慮などを含めて、合理的配慮を行った上で採用試験を行っており、障害者枠の雇用促進を図り、聴覚障害者の採用実績もあります。	人事委員会事務局, 人事課 鹿児島市
3	○県職員が手話を学習してほしい。	○昨年度に引き続き、県職員を対象とした手話講習会を開催してまいります。 ○各所属の職場研修において、条例に関する研修を実施してまいります。 ○教育庁及び県警本部に対しても、各所属で手話に関する研修を実施するよう依頼しています。	障害者支援室
4	○県民向け手話講座を県内各地で開催してほしい。	○今年度、県内7カ所で県民向けの手話講座を開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等へ講師派遣等を行い、県民が手話を学ぶ機会の確保に取り組みます。	障害者支援室
5	○聴覚障害児が幼少期から社会資源の使い方を学ぶ場がほしい。	○県視聴覚障害者情報センターでは、手話通訳者派遣制度など、聴覚障害に関する各種支援事業を実施しており、当センターを積極的に活用いただきたい。 ○県は、当センターの指定管理者である県身体障害者福祉協会と連携しながら、今後とも、当センターの情報発信に努めます。	障害者支援室
6	○手話通訳者を増やしてほしい。	○手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するため、今年度から新たに手話通訳者とうろう者の各15名程度を対象に「手話通訳者指導者養成研修」を実施します。 ○離島における手話通訳者を養成するため、今年度から新たに瀬戸内町において「離島オンライン手話奉仕員養成研修」を実施します。 ○上記のほか、手話通訳者を養成するための「手話通訳者養成研修」及び視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度障害者の通訳・介助員を養成するため、「盲ろう者通訳・介助員養成研修」を実施します。	障害者支援室
<b>II 手話をういた情報発信等</b>			
7	○大学病院や県立病院等に手話通訳者を設置してほしい。	○大学病院や県立病院では、聴覚障害者が来院された際は、付添人を介するか、或いは筆談で対応している。なお、県立病院では、今後、ボランティアや遠隔手話通訳サービス等の活用も検討します。 ○民間の医療機関等に対しては、条例に基づき、聴覚障害者の受診等の際の手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮に努めていただくよう、必要な助言等を行ってまいります。	県立病院課, 保健医療福祉課

8	○避難・防災訓練の際は、聴覚障害者に対応した訓練や、手話サークルとの連携に取り組んでほしい。	○原子力防災訓練において、関係市町と連携しながら、避難所の職員とメモボード等による筆談や案内事項をホワイトボードに掲載したりするなどの訓練を予定していたが、R2年度は訓練を中止したため、R3年度に行う予定です。 ○県主催の防災訓練は、関係機関との連携確認等を主とした総合防災訓練となっているため、特化した訓練は行っていないが、避難所運営訓練等において、コミュニケーションに困難を抱える方々に対する訓練を検討していきます。 ○外見では、援助等が必要なことが分からない方々が、周りの人に支援が必要なことを知らせ、障害の特性に応じた支援を受けやすくするための、ヘルプマークやヘルプカードを活用いただきたい。 ○鹿児島市では、配慮を要するかどうかを確認し、聴覚障害者に対しては、メールや手話、筆談、イラスト等を活用した方法で行っている。	原子力安全対策課、災害対策課 鹿児島市
9	○令和3年4月以降も遠隔手話サービスの利用ができないか。	○遠隔手話サービスについては、令和3年4月以降、引き続き、新型コロナウイルス感染症及び災害対策について運用を行っている他、一部、市町村においては、手話通訳者派遣事業において同サービスを提供している。	障害者支援室
10	○県主催の講習会やイベントに手話通訳を付けてほしい。	○各所属に対して、県主催のイベント等に手話通訳者を配置するよう通知しております。（東京2020オリンピック聖火リレー出発式等、沖縄・奄美世界自然遺産登録会議に手話通訳を配置）	障害者支援室（全庁）
11	○観光地での映像紹介に手話通訳を入れてほしい。	○宿泊事業者等に向けて開催したユニバーサルツーリズム研修会にて外部講師を招き、聴覚障害者に対する観光地でのサポートに関する講話やグループワークを実施し、障害を持った方を受け入れるための環境整備を行った。 ○今年度実施予定のユニバーサルツーリズムに関する研修会等にて、観光地等の映像紹介に手話通訳を入れるという方法があることを紹介することとしている。	観光課
12	○県政広報番組などの県の発信情報について、ろう者が選んで見られるようにしてほしい。	○今年度から、県政広報テレビ番組（告知番組を除く）の全てに手話通訳を導入した。（字幕は従来通り付く。）	広報課
<b>Ⅲ 手話通訳を行う人材の育成等</b>			
13	○指導者や手話通訳者等の現任研修の必須化や養成研修を県内各地で実施してほしい。	○手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するため、今年度から新たに手話通訳者ろう者の各15名程度を対象に「手話通訳者指導者養成研修」を実施します。 ○離島における手話通訳者を養成するため、今年度から新たに瀬戸内町において「離島オンライン手話奉仕員養成研修」を実施します。 ○県視聴覚障害者情報センターでは、各地域の手話通訳者養成指導者に対し、高度な知識と技術を習得するための研修会を開催しているほか、希望者を対象に手話通訳者の現任研修を行っており、全ての登録手話通訳者が受講できるよう周知してまいります。	障害者支援室
14	○設置手話通訳者向けの会議を開催してほしい。	○担当者会議において、各市町村の養成講座等の取組状況について情報共有を行い、引き続き、実施に向けた働きかけを行うとともに、実施方法の事例等について周知を図った。また、同会議では設置手話通訳についての講演等を行い、手話関連施策の情報共有に努めた。	障害者支援室
15	○脛肩腕症候群予防の特殊検診の公費負担、検査機器を購入してほしい。	○担当者会議において、各市町村へ協力要請を行うとともに、受診医療機関や検診機材の確保など、体制整備に向けて検討してまいります。	障害者支援室
<b>Ⅳ 学校における取組の推進</b>			
16	○ろう講師による手話勉強会を開催し、手話検定試験を受験してほしい。	○手話検定受験を推奨し、25人の教職員が受験し、全員が合格しています。	特別支援教育室
17	○聾学校の先生方へろう者に合致した手話ができてほしい。	○習熟度別手話学習会を年間8回程度実施しています。	特別支援教育室
18	○社会に通じる手話教育を進めてほしい。	○聾学校において、幼児児童生徒の実態に即して、手話も活用した教育活動を実践している。 ○鹿児島聾学校保護者を対象とした手話学習会を年間10回程度実施している。	特別支援教育室

19	○障害者職業能力開発校について、手話通訳の派遣や、常駐の手話通訳を設置するほか、職員が手話を学ぶ等して、情報保障に配慮してほしい。	○開発校全体で実施する講話や行事等では、必要に応じて県視聴覚障害者情報センターに手話通訳者の派遣を依頼している。 ○各科の訓練では、予算関係もありすべての時間に手話通訳者を配置することは困難であるため、必要に応じて可能な範囲で派遣を依頼している。配置が困難な場合は、板書や筆談で対応している。	雇用労政課
20	○聾学校の教職員採用を増やすため、採用募集の県外等へ周知してほしい。	○これまで、県内外の大学に出向いて、採用試験の広報活動を行っており、今後も積極的な広報に努めてまいりたい。	教職員課
21	○聾学校に勤務経験のある先生の再赴任、又は聾学校勤務を長くしてほしい。	○教職員の配置については、学校の抱える課題等の実態把握を行いながら行っている。今後も適切な人事配置に努めてまいりたい。	教職員課
22	○雇用促進のため、企業の方が聾学校に見学に来て、生徒達を見てほしい。	○関係機関である高齢者・障害者・求職者雇用支援機構では、事業主向けに障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例、合理的配慮の提供に関する事例を紹介する障害者事例リファレンスサービスや、聴覚障害者を雇用する際の配慮などを分かりやすくまとめたマニュアルなどを作成し、HPで公開する取り組みなどを行っており、県としては他の関係機関と連携しながら、聴覚障害者の雇用促進に努めてまいりたい。 ○聾学校では、企業関係者等に聾学校に来てもらい聴覚障害者の雇用についての理解啓発に努めている。	雇用労政課、特別支援教育室
<b>V 事業者等への支援</b>			
23	○観光地にタブレット等を活用して手話で案内してほしい。	○宿泊事業者等に向けて開催したユニバーサルツーリズム研修会にて外部講師を招き、聴覚障害者に対する観光地でのサポートに関する講話やグループワークを実施し、障害を持った方を受け入れるための環境整備を行った。 ○今年度実施予定のユニバーサルツーリズムに関する研修会等にて、観光地等にタブレット等による手話案内を用いる方法があるということを紹介することとしている。 ○鹿児島市では、市の関係施設等の映像に、できる限り手話通訳を挿入するようお願いしている。	観光課 鹿児島市
24	○ろう者の就労に必要な資格取得にあたって、手話通訳者を付けるなどしてほしい。	○関係機関である高齢者・障害者・求職者雇用支援機構では、聴覚障害者を雇用するにあたり、必要に応じ手話通訳・要約筆記担当等を委嘱する際に費用の一部を助成しており、事業主には制度の内容を説明し理解したうえで、活用するようお願いしており、県としては他の関係機関を含めて連携を行いながら、情報発信に努めてまいりたい。	雇用労政課
25	○職場での手話言語環境を整備してほしい。	○関係機関である高齢者・障害者・求職者雇用支援機構では、雇用する障害者の雇用管理のため、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成を行っており、県としては他の関係機関も含めて連携を行いながら、必要と思われる支援の周知に努めてまいりたい。 ○今年度、条例の普及啓発及び聴覚障害者への理解と合理的配慮を啓発するためのパンフレット（冊子）とリーフレット（A4両面）を作成し、一般県民はもとより、学校やホテル、交通事業者等、幅広く配布することとしている。 ○今年度、県内7カ所で県民向けの手話講座を開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等へ講師派遣等を行い、手話を学ぶ機会の確保に取り組めます。	雇用労政課、障害者支援室
26	○聴覚障害者の受入事業所担当者や児童発達支援・放課後等デイサービスの職員に対して研修会を開催してほしい。	○指定障害福祉サービス事業者等集団指導の研修会を通じて、聴覚障害者への理解を深めるための研修を行ってまいりたい。	障害者支援室
27	○聴覚障害者等の雇用にあたり必要な機材等の導入に対して、県も支援してほしい。	○関係機関である高齢者・障害者・求職者雇用支援機構では、雇用する障害者のために、その障害者の特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成を行っており、県としては他の関係機関も含めて連携を行いながら、必要と思われる支援の周知に努めてまいりたい。	雇用労政課